かすみがうら市
有機農業実施計画（案）

「環境と調和した未来に繋がる農業」を目指します

令和６年１２月

かすみがうら市

【目　　次】

第１章　かすみがうら市有機農業実施計画とは
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　実施計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　有機農業の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
４　計画対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第２章　かすみがうら市有機農業の現状と課題
１　現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２　課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第３章　有機農業推進の基本方針
１　有機農業推進の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・１０
２　有機農業推進に向けた基本方針・・・・・・・・・・・・・・１１
３　実施計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
４　目標達成に向けた取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・１８

第４章　目標達成に向けた推進体制・役割・資金計画
１　取組の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
２　関係者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
３　資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
４　関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第５章　その他
１　みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針・・・２５
２　達成状況の評価・取組の周知等・・・・・・・・・・・・・２５
３　用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

第１章　かすみがうら市有機農業実施計画とは

❶　計画策定の趣旨

近年、日本の農業は、農家の高齢化や人手不足、耕作放棄地の増加~~、ＴＰＰによる競争激化~~といった課題が数多くあります。これらの課題を解決し、生産力を向上させるためには、スマート農業の推進や農地・経営の大規模化、農作物のブランド化等が有効とされております。

さらに持続可能な農業を実現するためには、農家だけでなく国や自治体、消費者も巻き込み、日本の農業が抱える問題に取り組むことが求められます。

また、日本は地震や台風などの災害に見舞われることが多いのに加えて、農業や漁業に携わる生産者も減少しつつあり、食の安定供給への対処が急がれています。

そのような中、国は食料を安定して供給できるシステムを目指し、令和３年に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。このみどりの食料システム戦略は、環境に配慮した持続可能な食料システムを構築するための方針で、２０５０年までに有機農業を全農地の２５％に拡大し、農林水産業の二酸化炭素排出量の実質ゼロ化、~~農薬の使用量半減~~化学農薬使用量（リスク換算）の 50%低減といった目標を掲げています。

一方、かすみがうら市では２０５０年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を令和５年５月に行い、再生可能エネルギーの地産地消とともに省エネルギー活動の取り組みを推進しています。

また、環境と調和のとれた食料システムの確立が叫ばれる中、学校給食の有機化を全国で実現していくために令和５年６月に設立された「全国オーガニック給食協議会」に本市も加盟し、環境教育及び食育の視点から有機農産物を市内の学校給食へ提供することにしました。

これらの状況を踏まえ、本市では農業分野における新たな取り組みとして、環境に配慮した有機農業を促進し、環境に対する農業の公益的機能を高めるなど、本市農業の未来に必要不可欠なものと位置付け、未来を担う子どもたちの食と環境を守り、持続可能な農業の発展を図るため、有機農業の取組方針や生産、加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める「かすみがうら市有機農業実施計画」を策定します。

❷　実施計画の位置づけ

有機農業の推進に関する法律（平成１８年法律第１１２号）に定める基本理念等に基づき、本市が進めようとする有機農業推進の基本的な考え方や推進施策、実施する具体的な取り組み及び方向性を示すものとして位置づけ策定するもので、生産者をはじめ、有機農業有識者や消費者、流通・加工・販売等関連団体、茨城県など関係機関と連携して有機農業を具体的に推進するための計画とします。

また、この計画は、本市における有機農業推進にあたり、進むべき方向と基本施策、重点事業等を明らかにするもので、その位置づけは次のとおりです。

○第２次かすみがうら市総合計画（令和４年３月）の後期基本計画の基本目標１「自然の恵みを享受できるまちづくり」、基本施策１－３資源循環型社会の形成のうち、「ゼロカーボンシティの推進」の取り組み及び基本目標２「産業の振興で活力あふれるまちづくり」、基本施策２－１農林水産業の振興のうち、「農業経営基盤の強化」の取り組み。

○第２期かすみがうら市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年３月）の基本目標－１「かすみがうら市の特色を活

かして、安定した雇用を創出する」のうち、施策１－２－２「地域ブランドの推奨と地域産品の消費拡大」の取り組み。

○生産者、有機農業有識者、消費者、流通・加工・販売等関連団体、茨城県など関係者及び市民に対し、本市農政の方向性を示すことで、参画と協働による取り組みの指針となるもの。

○国や県などの関係機関に対して、本市農政の取り組み等を示すとともに、各種の施策に対する支援及び協力により計画の実現を促進するもの。

❸　有機農業の定義

有機農業の推進に関する法律（平成１８年法律第１１２号）第２条において、有機農業とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

この実施計画において~~も~~、有機農業とは、有機農業の推進に関する法律に準拠するものとし、有機農産物の日本農林規格（ＪＡＳ）に規定する生産方式に限定~~することなく、化学的に合成された肥料及び~~（しない）

~~農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減した農業生産の方法を用いて行う~~農業とします。

❹　計画対象期間

本実施計画の期間は、令和６年度（２０２４年度）から令和１０年度（２０２８年度）の５年間とします。

なお、有機農業の推進にあたっては、有機農業の技術等の確立が十分でないことや１０年後（２０３３年）の有機農産物の需要拡大を見通すなど、中長期的な視点で取り組むとともに、計画期間である当面の５年間では、有機農産物の栽培実証を行いながら、各取り組みの推進や拡充を図ります。

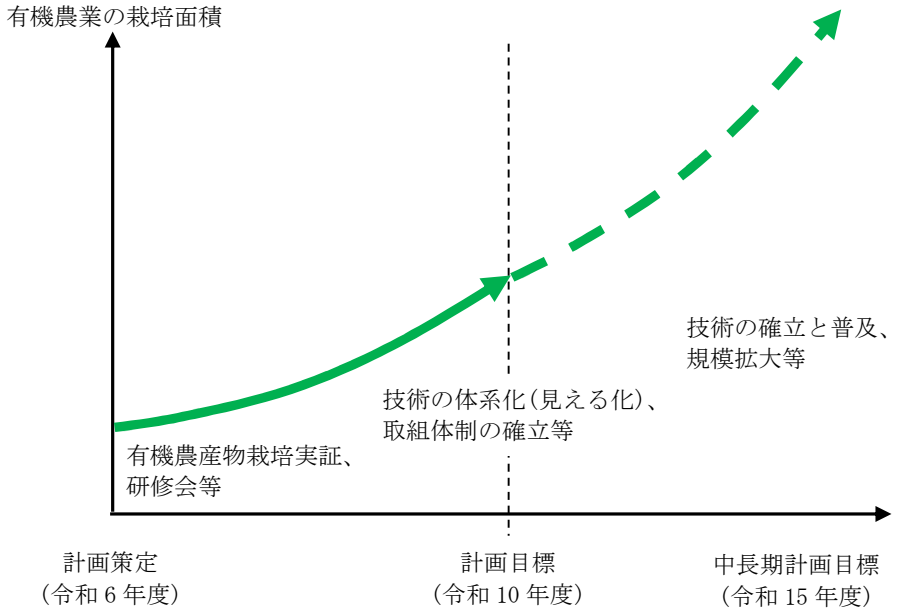

本実施計画における有機農業推進のイメージ

第２章　かすみがうら市有機農業の現状と課題

❶　現状

本市では、総農家数が２，０７２戸（２０２０農林業センサス）となっており、梨やぶどう、栗をはじめとした果樹や、日本一の産地（霞ヶ浦周辺）であるレンコン、霞ヶ浦を代表する魚ワカサギ・シラウオなど、農水産物が豊富であることに加え、古くから稲作が盛んであり、「コシヒカリ」を中心に温暖な気候と栽培に適した土壌のもと、減農薬、減化学肥料で安全を追求した「ふくまる」の特別栽培も実施しています。

地域性やノウハウ等の強みを生かし、化学肥料や農薬を原則使用しない、地球温暖化によるリスク低減につながる有機農業への転換を目指している一方、生産面では~~厳格な有機ＪＡＳ規格~~労力がかかり生産量や収入が不安定であること、消費面ではオーガニック食品の値段の高さがネックとなって、生産及び消費双方の影響でプレイヤーとなる農家の存在が極小であり、有機農業は拡がっていない状況であります。

なお、慣行栽培による農業と有機栽培による農業の関係については、有機栽培技術の習得不足による雑草や病害虫防除対策等に伴う周辺ほ場への影響の不安視や慣行栽培のほ場から有機栽培のほ場へ

の農薬の飛散等、相互に不安視する声などもあります。

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであるといった理解については、未だ十分とは言えない状況にあります。

❷ 課題

◆生産者の有機農業への理解

慣行栽培による生産者と有機栽培による生産者との接点については、これまでほとんどありませんでした。

そのため、理解を深めるため、「相互理解を図ること」が大切な一歩となります。

化学肥料の高騰もあり、慣行栽培による生産者でも「有機堆肥の使用」など、身近なところから始めていくことが考えられます。

有機農業について相談できる場、体系的に学べる機会などが少ない状況であります。

◆栽培技術の確立

有機栽培（水稲）の一番の課題は雑草の抑草です。ほ場の条件等

により異なる環境に合わせた雑草抑草技術の習得と安定した収量を確保できる栽培技術の確立が望まれます。

有機栽培（野菜）の一番の課題は病虫害防除です。雑草や病害虫の管理に時間と労力がかかり、収量が不安定なため~~天候等にも左右されるため~~、安定した収量を確保できる栽培技術の確立が望まれます。

◆有機農産物の販路と価格形成の確立

有機農産物の販路は、環境教育及び食育の視点から、市内の学校給食への導入を優先して行います（公共調達）が、学校給食の需要に対し供給が上回る場合を見据え、新たな販路開拓と販売体制の構築など、仕組みづくりが求められます。

公共調達や新たな販路開拓に伴う価格形成には、慣行栽培による農産物の市場価格よりも付加価値を付した価格設定など、仕組みづくりが求められます。

また、有機農産物は環境への負荷を低減するなど、「環境に配慮した商品」として高付加価値であることを消費者の理解促進が求められます。

◆有機農業の担い手（生産者）育成・確保

有機栽培に取り組む生産者は高齢化が顕著であり、新たに取り

組む若い力（プレイヤー）が求められます。

有機栽培に転換するにあたり、有機肥料や物理的・生物的防除等化学農薬を使わない病害虫防除法~~無農薬の害虫駆除方法~~など、既存の農業手法と比較して高コストのため、栽培コストの削減や設備等の支援が求められます。

有機ＪＡＳ認証は、厳格な規定に従わなければならず、手間がかかる上に認証コストがのしかかるため、認証取得の支援が求められます。

第３章　有機農業推進の基本方針

❶　有機農業推進の基本的な考え方

有機農業は小規模な農地であっても、良質な農産物の生産が可能で、付加価値をつけて生産・販売ができることから、新規就農者の参入も見込まれます。また、慣行栽培からの転換希望者も存在することなどから、有機栽培技術の確立、高度化を図り、就農希望者や慣行栽培からの転換希望者、有機栽培実践者などへの研修等を進め、有機栽培に取り組む生産者増加を図ることが重要であると考えられます。

また、豊かな自然環境を将来にわたって維持し、農業がその維持等に資するためには、有機農業における自然循環機能や多面的機能を最大限に発揮しつつ有機農産物を生産するとともに、消費者の有機農業への理解を進めることが必要であることから、“環境にやさしい農業を進め、持続可能な農業を実現する”をコンセプトに、一般向けのセミナーの開催等を通じた有機農業への理解醸成を図ることが重要であると考えられます。

更に、生産者、消費者等、関係者が連携を図り、有機農業を着実に推進していくため、有機農業の研修会や栽培技術の講習会などを行うことが重要であると考えられます。

なお、生産者やその他関係者等の自主性の尊重を図りながら、有機農業が環境に調和する農業生産という側面だけでなく、食の安全・安心の確保や、子供たちへの食育の推進、地域の振興や活性化などの取り組みを含めた総合的な推進も重要であると考えています。

以上のことを踏まえ、本市における有機農業の現状と課題を把握するとともに、有機農業の推進に関する法律（平成１８年法律第１１２号）における基本理念等に沿って、有機農業の推進を図るために基本方針を定めて、有機農業に関する取り組みを支援します。

❷　有機農業推進に向けた基本方針

Ⅰ　有機農業者等の育成・定着支援

有機農業の定着が進まない理由として、栽培技術の習得や、労力に見合った生産性の確保、販路の確保における困難さがあると言われています。このため、有機農業を目指す新規就農者や慣行栽培からの転換を希望する生産者、また、規模拡大を検討している有機栽培の生産者に対し、有機農業有識者や関係機関などと協力し、栽培技術の講習会開催等を通じた専門家等による営農指導、各種支

援に関する情報提供を行うとともに、生産者相互の情報交換や共有、技術の研鑽、相互サポートなどを行うための有機栽培の生産者等のネットワーク（かすみがうら市オーガニック推進協議会）を活用することにより、有機農業者の育成・定着を目指します。

また、有機農業に取り組むにあたり、初めから経営全体を有機農業のみで取り組み始める場合には、栽培の技術面など様々な課題もあることから、慣行栽培から特別栽培、有機栽培へと段階的に取り組むような手法もあります。既に、慣行栽培を行っている農業者については、経営の全体を有機農業に転換するのではなく、経営の一部（品目毎、面積(筆)毎）から段階的に導入していくような取組手法もあります。そのため、専門家や関係機関などと協力し、栽培技術や知識等を習得するための講習会等を開催し、有機農業を目指す生産者や新規参入者への支援を図ります。

具体的には、国や県による事業の活用を図りながら、有機農業に必要な機械・施設整備の支援や、農地が必要な場合は、農地中間管理機構の活用や農業委員会等を通じた農地の情報提供、市外からの参入者等には、関係機関と連携して、住宅（空き家活用）等の情報提供を行うなど、各種支援策も活用しながら取組定着の支援を進め

ます。

Ⅱ　有機農業に関する技術的な支援

農薬や化学肥料に頼らずに、雑草や病害虫等による品質や収量の著しい低下を招かない技術を確立することは、生産者が有機農業を進めるために重要となっています。このため関係機関と連携・協力するとともに、専門家による有機農業に関する研修会や栽培技術に関する講習会等の開催、市内外で行われる各種関連研修等の情報提供を行い、高品質かつ安定的な収量確保等ができる生産技術の確立を目指します。

また、有機ＪＡＳ認証取得に向けて、専門家による研修会の開催や取得費用に関する支援により、有機ＪＡＳ認証取得を進めます。

有機農業においては、農業者独自の技術を用いて安定的に有機農産物を生産している方がいる一方、栽培技術に悩みを抱えながら取り組んでいる生産者もいます。このため、生産者が有機農業に容易に取り組めるようにするため、既に取り組まれている有機農業先駆者や関係機関に協力を得ながら、栽培技術の情報提供を行い、有機栽培の生産者が相互に意見交換できる場を提供するとともに、情報の共有化を促し、有機農業に取り組みやすい環境の創出に努めます。

更に、有機栽培の生産者や関係機関と連携を図りながら、技術体系の構築等に努めます。具体的には、有機農業は、地域資源の活用や自然の摂理を活かし行う栽培のため、気象状況や病害虫の影響を非常に受けやすく、また、個々の農家の工夫により栽培されてきた面なども多分にあり、個別の技術を総合的に行うことにより成り立っているのが実態でもあります。このため、有機農業を推進するにあたっては、技術的な支援をはじめとした関係機関が連携した取組の展開が必要不可欠であり、高品質かつ安定定な収量の確保ができる生産技術等の確立を図るために、耕畜連携の取組による堆肥の供給や、健全な土づくりのための研修会の実施、各関係機関と連携・協力した有機農業に関する研修会及び栽培技術に関する講習会等を実施します。

Ⅲ　有機農産物の加工・流通、販売、消費の促進

有機栽培の生産者の経営の安定化を図るためには、生産された有機農産物の販路等、出口を確保することが不可欠です。

販路の一つとなる学校給食については、教育委員会やＪＡ等関係機関とも協議・連携しながら、有機農産物の生産量の拡大状況を踏まえ、学校給食への導入量を順次増やすことも視野に入れながら、

より効率的・効果的な流通方策等の検討を進めます。

また、学校給食とは別に、生産された有機農産物を直売所や市交流センター等における販売力強化の取組を推進するとともに、新たな流通経路の機会を創出するため、ネット販売（ＥＣ）等に関する研修会等を開催し、流通経路の拡大を図ります。

更に、学校給食へ提供する有機農産物を本市のふるさと納税の返礼品として取り扱うことで、「食育」、「地産地消」のＰＲ等の販売促進を行い、市内外の消費者が本市の有機農産物をお求めになりやすくする仕組みを支援します。

なお、有機農業で生産される農産物の中には、大きさや形が揃わず、生鮮食品として店頭に並べることが難しいものが少なからずあると言われているため、有機加工食品（ＪＡＳ認証）として~~こうした有機農産物を加工して~~販売に結びつけ、農業経営の向上を図る取組についても支援を進めます。

Ⅳ　有機農業に対する理解の促進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することが重要ですが、有機農業及び有機農産物に対する消費者の理解は十分とは言えない状況にあります。このため、市内外へのＰＲやセミナーの開催等を通じて、生産者と市内外の消費者が交流し、

有機農業と触れ合う機会を創出することで、有機農業が環境負荷を低減し環境に配慮した農業であることや生物多様性の保全など、消費者の理解の増進を目指します。さらに、有機農業に対する社会的な取組への理解の促進を図るため、本市が２０５０年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現や、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の取組等に貢献することへの理解を深める取り組みの一つとして、学校給食等における有機農産物の使用を通じ、児童・生徒や保護者への理解促進を図ります。

有機農業の推進にあたっては、市民をはじめ、有機農業に対する理解の促進が重要であることから、有機農業に対する関心を高めるために、学校教育における食育の推進や農業体験学習、また、市内外の消費者との交流の促進なども、有効な手段のひとつであると考えられます。さらに、地域の活性化に資する取り組みも有効であると考えられることから、有機農業に対する理解促進のためのイベント開催など、単に有機農業による生産振興だけではなく、加工や飲食（オーガニックレストラン）等の分野も含め、幅広く地域ぐるみによる取り組みにまで広げていく必要があります。

これらの取組や関係団体における活動等の支援を通して、有機栽

培の生産者と消費者、児童・生徒、市民、さらには、市外からの呼び込み等も含め、理解の促進を図るとともに、豊かな自然環境のもとで営まれる有機農業に対する理解を深めるために、インターネット等を活用した情報発信やＰＲ活動についても積極的に行います。

なお、関係機関との連携による取り組みにおいて、教育分野や福祉分野においても、取り組みの展開を図るとともに、地域の実情や、生産者、その他の関係者の意向への配慮がないままに、画一的に進めることのないよう留意して理解の促進に努めます。

❸　実施計画の目標

計画を具体的に進めることにより、市内において、生産者が有機農業に取り組みやすい環境を整えるとともに、消費者が有機農産物を入手しやすい環境づくりを進め、さらに、本市における各種の計画や施策等を含め一体的な推進につながるように、５年後に目指す目標として次のように設定し、推進するものとします。

【成果目標１】

・有機農業の面積（令和１０年度で~~８．８~~ ３．８ ｈａ増加）

令和６年度：１．２ｈａ　→　令和１０年度：~~１０~~ ５ ｈａ

【成果目標２】

・有機栽培に取り組む生産者数（令和１０年度で１０~~５~~名増加）

令和６年度：３名　→　令和１０年度：１３~~８~~名

【成果目標３】

・有機ＪＡＳ認証取得者※（令和１０年度で１０~~５~~名増加）※転換期間中を含む

令和６年度：３名　→　令和１０年度：１３~~８~~名

【成果目標４】

・有機農産物の生産数量（令和１０年度で３３~~３１~~ｔ増加）

令和６年度：４ｔ　→　令和１０年度：３７~~３５~~ｔ

❹　目標達成に向けた取組内容

５年後に目指す成果目標の達成に向けた具体的な取り組みを次のように設定し、推進するものとします。

ア　有機農業の生産段階の推進の取組

①栽培技術の取得

・有機農業に取り組む者を対象にした栽培技術研修会を開催し、有機農業有識者の技術指導により有機栽培技術の向上を図る。

・有機ＪＡＳ認証取得に向けた民間の認証機関が行う講習会を

受講し、制度の理解及び有機ＪＡＳ認証取得の普及を図る。

・有機農業を推進する他自治体等への視察や意見交換を行い、交流、連携を図る。

②生産規模の拡大

・有機農業の生産技術効率化のための農業機械を国・県等の補助事業等を活用し、導入に向けた支援を行う。

・農作業に関連する研究事例や実証データに関する情報等について、生産者及び有識者、関係機関等の情報共有を推進し、農作業の効率化を図る。

・有機農業への新規参入に向けた普及啓発活動、セミナー等の開催、意見交換の実施により有機栽培の生産者増加と生産規模の拡大を図る。

イ　有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

①流通等

・有機農産物の流通及び保管について、ＪＡや生産者、消費者団体等による連携体制を図り、効率的な物流体制を構築する。

・有機農産物を直売所や市交流センター等における販売力強化の取組を推進する。

・有機栽培の生産者の新たな流通経路の機会を創出するため、ネット販売（ＥＣ）等に関する研修会を開催し、流通拡大を図る。

②加工等

・有機農産物を学校給食へ提供する際の加工について、ＪＡや生産者、消費者団体等による連携体制を図り、流通と併せて効率的な加工及び物流体制を構築する。

・関係機関と連携・協力し、有機農産物を活用した新たなメニュー等の開発を行うことで、有機農産物の認知度向上やブランド化の確立を図る。

③消費等

・有機農産物を市内の学校給食に提供し、安定的な消費先を確保するとともに、健康や地域農業の学び、環境への関心といった食育を推進する。

・市民への理解醸成を図るため、市内イベント等を通じた有機農産物のＰＲ活動を推進する。

第４章　目標達成に向けた推進体制・役割・資金計画

❶　取組の推進体制

目標達成に向け、有機農業を着実に定着させ、更に生産の拡大を図るためには、生産者のみならず、消費者、ＪＡ、県をはじめとした関係機関等、幅広い関係者から意見を聴取しつつ、取り組みを進めていくことが重要と考え、生産者や有機農業有識者、消費者団体、関係機関等で構成する「かすみがうら市オーガニック推進協議会」を令和５年１２月２６日に設立しました。

目標の達成状況等の評価については、毎年、本協議会で事業の点検・評価を行うとともに、必要に応じて構成員の追加や組織の見直しも行います。

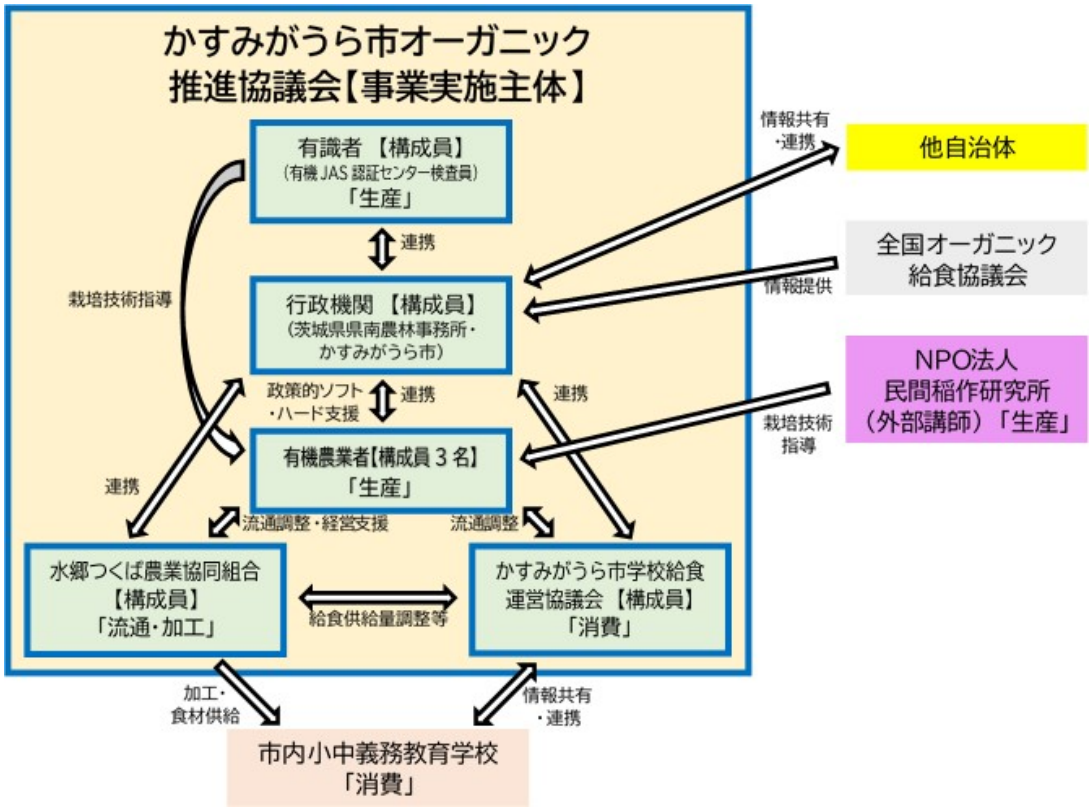

❷ 関係者の役割

各関係者がそれぞれの役割を中心に、市やその他関係機関とも連携しつつ、有機農業の推進に取り組みます。

【行政機関（かすみがうら市）】

・有機農業実施計画の取組実施のための総括的な支援

・有機農業に関する情報の収集と取り組みの情報発信

・有機農産物の学校給食提供への財政的支援

・有機栽培研修会やセミナーの企画、開催

・地産地消イベントの企画、開催

【行政機関（茨城県）】

・政策、支援等に関する情報提供

・有機農業栽培技術の検証、共有化、サポート協力

【有識者（有機農業）】

・有機農業栽培技術の指導

・スマート農業機器の実証等検討

【有機農業者（有機栽培の生産者）】

・有機農業に係る取組の試行、実践

・有機農産物の生産拡大、栽培技術研修会の参加

・有機農産物の生産面や農業者相互間のネットワーク形成

・新規参入者の育成支援、後継者育成

【水郷つくば農業協同組合】

・関係機関との連携による効率的な物流体制の確保

・学校給食食材の需給調整

・有機農業資材等調達の協力

【かすみがうら市学校給食運営協議会】

・学校給食における有機農産物の消費拡大および食育推進

・学校給食食材の需給調整

・有機農業に関する知識の普及および意識の醸成

❸ 資金計画

本実施計画の５年間の資金計画を次のように設定します。

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
区分	１．検討会 333千円 [内訳] ・有識者謝金 ・視察研修旅費 ２．生産 1,109千円 [内容] ・有機稲作栽培研修 ・講習会等謝金 ・ＪＡＳ認証取得支援 ・農業機器導入 ３．流通・加工・消費等 2,275千円 [内容] ・学校給食における 有機農産物の活用	１．生産 2,393千円 [内容] ・有機栽培技術研修 ・講習会等謝金 ・ＪＡＳ認証取得支援 ・農業機器導入 ２．流通・加工・消費等 7,549千円 [内容] ・学校給食における 有機農産物の活用 ３．調査等 121千円 [内訳] ・視察研修旅費 ・ロゴマーク制作	１．生産 1,538千円 [内容] ・有機栽培技術研修 ・講習会等謝金 ・ＪＡＳ認証取得支援 ・農業機器導入 ２．流通・加工・消費等 9,381千円 [内容] ・学校給食における 有機農産物の活用 ３．調査等 13千円 [内訳] ・視察研修旅費	１．生産 1,381千円 [内容] ・有機栽培技術研修 ・講習会等謝金 ・ＪＡＳ認証取得支援 ・農業機器導入 ２．流通・加工・消費等 11,101千円 [内容] ・学校給食における 有機農産物の活用 ・ブランド化 ・販促活動等	１．生産 1,050千円 [内容] ・有機栽培技術研修 ・講習会等謝金 ・ＪＡＳ認証取得支援 ・農業機器導入 ２．流通・加工・消費等 13,450千円 [内容] ・学校給食における 有機農産物の活用 ・ＪＡＳ認証取得支援 ・販促活動等
合計	3,717千円	10,063千円	10,932千円	12,482千円	14,500千円

❹　関連事業

関連事業の概要については、次のとおり。

ア　環境保全型農業直接支払交付金

地球温暖化防止や生物多様性保全等といった環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、国・県・市が掛かり増し経費の支援を行うもの。

イ　儲かる産地支援事業

生産性の向上や付加価値の向上、ＩＣＴや高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組の導入を進め、収益性の高いモデル的な担い手農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援するもの。また、有機農産物の生産拡大につながる農業機械、資材等の導入利用を支援し、有機農業のモデル的な経営の実現を支援するもの。

ウ　いばらきオーガニックステップアップ事業

本県農業の持続的な発展と有機農業先進県としての地位確立~~付加価値の高い有機農産物を生産し、経営拡大にチャレンジす~~を目指して、有機農産物の供給能力向上等に資する県内農業者及~~る生産者等を対象に、有機農業モデル団地の整備を支援するとと~~び市町村等の取組を支援する~~もに、モデル団地を拠点として有機農産物等による付加価値向上の取り組みを拡大する~~もの。

第５章　その他

❶　みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針

・茨城県、かすみがうら市等が共同して作成する「茨城県環境負荷低減事業活動推進に関する基本計画」の目的である化学肥料や化学農薬の使用を低減する環境負荷低減事業活動の取り組み、及び有機農業のもつ技術的課題の解決に向けた技術開発及び普及活動を展開するとともに有機農産物の販路の確保や消費者の理解促進に資するための「有機ＪＡＳ認証」の取組拡大について、環境負荷低減と高付加価値化を両立する有機農業を推進することでその達成を図るもの。

❷　達成状況の評価・取組の周知等

◆達成状況の評価

①有機農業栽培面積

令和６年度から令和１０年度にかけて有機農業の取組面積の累計調査を実施し、事業達成の評価を行います。

②有機農業に取り組む農業者数及び有機ＪＡＳ認証取得者

令和６年度から令和１０年度にかけて有機農業に取り組む農

業者数及び有機ＪＡＳ認証取得者の累計調査を実施し、事業達成の評価を行います。

③有機ＪＡＳ認証農産物販売数量

令和６年度から令和１０年度にかけて有機ＪＡＳ認証農産物販売数量の累計調査を実施し、事業達成の評価を行います。

◆取組の周知等

市ホームページ、市広報誌、市ＳＮＳ等を活用し、相互に連携させることで取り組みの周知を図ります。

❸　用語解説

■有機農業（有機栽培）

有機農業の推進に関する法律（平成１８年法律第１１２号）第２条において「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されており、その取り組みは「有機農産物」の表示が可能な取り組みに限定されることなく、対象は広く捉えている。

■有機ＪＡＳ認証制度

農林水産大臣から許可を受けた登録認定機関（第三者認証機関）が、ＪＡＳ法で定められた特別な生産方法（ＪＡＳ規格）に基づき生産する者を認定する制度であり、有機農産物等が有機ＪＡＳ規格に適合していると判断されたものに有機ＪＡＳマークを付し、「有機」「オーガニック」等の表示ができる制度。※認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできない。

■有機農産物

~~化学的に合成された肥料や農薬を使用しないこと、「有機農産物の日本農林規格（有機ＪＡＳ規格）」の基準に従って並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、生産された農産物。この基準に適合した生産が行われていることを農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機ＪＡＳマーク」栽培方法で生産された農産物。使用し、「有機」「オーガニック」等と表示ができる。~~

~~※認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできない。~~

■有機農業者（有機栽培の生産者）

有機農業の推進に関する法律（平成１８年法律第１１２号）第２条

で定義される有機農業に取り組む農業者。

■慣行農業（慣行栽培）

　各地域において、農薬や肥料を使用する相当数の生産者が実施している一般的な農法。

■特別栽培（農産物）

　その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が５０％以下、化学肥料の窒素成分量が５０％以下、で栽培（特別栽培）された農産物。

■スマート農業

　ＩＣＴやロボット技術を活用し、作業の効率化や品質向上を実現する新たな農業。

■環境と調和のとれた食料システムの確立

　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第３７号）により、農林

漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るもの。

■ふくまる（米）

茨城県オリジナル品種で、高温耐性に優れた「ふさおとめ」と、粒の大きな「ひたち２０号」から生まれた早生品種。

■生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

土壌や水循環など、農林水産業に必要不可欠である生態系サービスは、多様な生態系やそこに生きる多様な生き物に支えられ、病害虫の天敵や花粉媒介者、有機物の分解者として、農林水産業に対して直接的に便益をもたらす例もある。

■食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

■地産地消

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に、他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること。

かすみがうら市有機農業実施計画

発　行　：　令和６年１２月

発行者　：　かすみがうら市

企画･編集　：　かすみがうら市オーガニック推進協議会

〒３００－０１９２

茨城県かすみがうら市大和田５６２番地

かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎

℡　０２９－８９７－１１１１

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　：　https://www.～